

被災者生活再建支援金(基礎支援金 加算支援金)申請期間の延長のお知らせ

国の被災者生活再建支援制度「基礎支援金、加算支援金」の申請期間が、更に1年間延長されました。

内 容 ・基礎支援金・加算支援金申請期間の延長
(変更前) 平成27年4月10日まで

↓
変更後 平成28年4月10日まで

※この期間中に申請手続きが終了している必要があります。

対象世帯 ・住宅が全壊または大規模半壊した世帯
・住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず全て解体する世帯

支給額	基礎支援金	加算支援金
支援金額	全壊…100万円(75万円) 大規模半壊…50万円(37.5万円) ※()内の金額は世帯人数が1人の場合 ※半壊・大規模半壊の判定で、住宅を解体した場合には、全壊に該当します。	建設・購入…200万円(150万円) 補修…100万円(75万円) 賃借(公営住宅を除く)…50万円(37.5万円)
必要なもの	り災証明書(原本)、住民票謄本、預金通帳の写し、印鑑等 ※半壊・大規模半壊の判定で住宅の全てを解体した場合には、上記以外の書類が必要になります。詳しくはお問い合わせください。	今後の住宅の再建方法(住宅の建設・購入、補修または賃貸)を確認できる契約書等

※加算支援金は基礎支援金を申請した方が対象となります。加算支援金のみを申請することはできません。

備 考 ・支給の決定等は、被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が行います。

【問合せ先】社会福祉課 ☎ 240-7112

消費税率引上げに伴う被災者の住宅再建に対する給付措置

住まいの復興給付金制度

東日本大震災により被害が生じた住宅の被災時の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される時期に、新たに住宅を建築・購入し、または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることが出来る制度です。

制度の内容、申請対象、申請書類等については、住まいの復興給付金事務局ホームページまたは下記コールセンターでご確認ください。

問合せ先 住まいの復興給付金事務局

コールセンター 0570-200-246 (有料)

受付時間：9：00～17：00 (土・日・祝日を含む)

ホームページ <http://fukko-kyufu.jp>

※申請書は以下のところで入手できます。

■住まいの復興給付金事務局ホームページからダウンロード

①建築・購入 http://fukko-kyufu.jp/download/apply_01.html

②補修 http://fukko-kyufu.jp/download/apply_02.html

■茨城県役場 税務課窓口

※事前に申請書の在庫をご確認ください。

※申請についてのお問い合わせは、上記コールセンターで受け付けます。

～いつまでも元気でいるために～

60歳からの健康体操を始めませんか？

シルバーリハビリ体操教室10期生を募集します

シルバーリハビリ体操は、「いつでも」「どこでも」「ひとりでも」できます。平成27年6月から10か月間、体操を学びたい方を募集します。

体 操 日 時 平成27年6月23日 ～ 平成28年3月29日

毎週火曜日

午前10時～11時30分

実 施 場 所 総合福祉センターゆうゆう館1階 会議室1

受 講 生 おおむね60歳以上の方

募 集 人 数 20名

申し込み期間 平成27年4月20日(月)～5月22日(金)

申し込み先 健康増進課 ☎ 240-7134 (先着順)

※定員になり次第締め切らせて頂きます。



体操の様子

※各地区の高齢者の団体等で、シルバーリハビリ体操指導士の派遣をご希望される場合は、健康増進課までご連絡ください。

《シルバーリハビリ体操とは》

シルバーリハビリ体操は、茨城県立健康プラザ管理者の大田仁史先生が考案した、介護予防のための体操で、いつでも、どこでも、一人でもできる体操です。

茨城県では、高齢者の介護予防を推進するため、シルバーリハビリ体操の普及をすすめており、茨城県立健康プラザにおいて、この体操の地域住民への指導・普及を目的とするボランティア「シルバーリハビリ体操指導士」の養成を行っています。

茨城県では、現在約60名の方が「シルバーリハビリ体操指導士」として活躍されております。

【問合せ先】健康増進課 ☎ 240-7134